

取締役・監査役候補の指名および取締役の解任に関する基本方針

北興化学工業株式会社
制定 2016年 1月 4日
最近改正 2023年 2月 22日

当社の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。以下同じ）候補の指名および取締役の解任にあたり、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下のとおり、「取締役・監査役候補の指名および取締役の解任に関する基本方針」を定める。

1. 当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - (1) 取締役会は、社内取締役（社外取締役以外をいう）の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、当社の企業理念や経営の基本方針、経営戦略に照らし、見識、能力、経験、専門性等を総合的に評価・判断して指名する。
 - (2) 取締役会は、社外取締役の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、多様な視点を経営に取り入れる観点から、広範な見識と経験及び出身分野における実績等を考慮して指名する。
 - (3) 取締役会は、監査役の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、広範な見識と経験および出身分野における実績等を考慮して指名する。また、監査役の候補については、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上指名する。
2. 取締役会は、取締役候補の指名にあたり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するよう努めなければならない。
 - (1) 社内取締役の構成は、各グループの知識・経験に関するバランス確保に向け十分配慮したものとする。
 - (2) 取締役会における社外取締役の構成は、経営の執行機能と監督機能のバランス確保に向け十分配慮したものとする。
3. 取締役会の員数は、審議や意思決定における十分性・迅速性等の点で効果的・効率的に機能が発揮できる規模として12名以内とする。
4. 当社の取締役は、以下の手続により選任する。
 - (1) 当社のすべての取締役は、株主総会の決議により選任する。
 - (2) 新任取締役候補は、社長が取締役会に対して提案する。
 - (3) 新任取締役候補の提案に際し、社長は、候補者の経歴や見識等とともに提案した基準・根拠を十分に説明する。
 - (4) 新任取締役候補の提案に先立って、社長は、必要に応じ、定例取締役会の開催前後に

行う社外取締役との意見交換の機会に独立社外取締役からの関与・助言を得る。

(5) 取締役会では、上記方針へ合致しているか、基準・根拠は妥当か等について、公正かつ厳格な審議を経た上で、新任取締役候補を決定する。

5. 取締役会は、取締役が次の基準に該当した場合には、当該取締役の解任の要否について審議するものとする。

(解任基準)

(1) 不正または重大な法令もしくは定款違反があった場合

(2) 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合

(3) 指名の際に期待された資質等が認められない場合

(4) 職務懈怠につき著しく企業価値を毀損させた場合

(5) 担当業務について、著しい業績不振に陥った場合または業績不振が長期に亘る場合

6. 本方針の改廃は取締役会決議による。

以上

施行日：2023年2月22日

決裁者：取締役会